

令和7年度 小金地区意見交換会のテーマについて

(団体名) 殿平賀南町会

(件名) ごみ屋敷問題について

(具体内容)

1. 当町会内には現在は住人がいない空き屋が“ごみ屋敷”となっており、近隣の住民たちより環境悪化の苦情が寄せられたので、令和元年5月に市の住宅政策課に相談し現地視察をしていただいた。

しかしその後、同課に度々問い合わせても毎回「住宅所有者に文書を送付しています。」との返答だけで6年間全く進展がない。

長い間空き家になっていると、樹木の繁茂や蜂が巣を作っても気づかないなど、生活環境の悪化や危険が危惧される。

市内には同様の事例が多くあり、対応に苦慮している様子だが、それだからこそ市には全ての同様の事例に対し「特定空家」制度の積極的適用等により、早期に具体的な対応をお願いしたい。

2. 松戸市内で住人がいる、いないに関わらず“ごみ屋敷化”している若しくはしそうな住宅が散見している。積極的に対応していただきたいと考えているが、現状の対応策を教えてください。

(回答)

1.

- 市には平均して毎年約160件の「新たな空家」に係る相談が市民の皆様等から寄せられており、市が現場確認を行い適正に管理がされていない空家については、所有者等の所在調査を行い、判明した所有者に対して文書または口頭にて情報提供や指導を行うことで改善を働きかけています。
- 所有者の所在が判明しない場合は、所有者と早急にコンタクトが取れるよう親族に対し、所有者の所在に関する情報提供の依頼も行っているところです。
- 所有者等への情報提供や指導後、早期に改善されるケースもありますが、相続問題や経済的理由などの様々な理由により長期化する案件には、複数回にわたる通知や訪問などによる連絡要請や指導を継続しています。
- 相談が寄せられた適正に管理されていない空家の中でも、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」、「著しく衛生上有害となるおそれのある状態」、「著しく景観を損なっている状態」、「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」にあると認められる空家等を「特定空家等」に認定することができます。
- 「特定空家等」は、過去の指導経過、空家の所有者等の状況を踏まえ、地域住民の生命、財産、周辺の生活環境への影響などを総合的に判断し、松戸市空家等対策協議会で協議のうえ認定することになります。
- 認定後も原則、所有者等への指導・助言により改善を促し所有者等に対応していただきますが、改善指導に応じない場合には法的な措置を検討しま

す。

- 個人財産に行政が介入するため、個人財産の処分・管理する際の費用負担、多くの案件の中での優先順位なども踏まえ、慎重に順次検討・対応してまいります。

（回答課）住宅政策課 空家活用推進室

2.

- ごみ屋敷問題については、廃棄物問題だけでなく環境衛生や福祉、防災など、複合的な対応を要することが多く、本市においても組織横断的な取り組みをしており、大変重要な課題と認識しております。
- 具体的な取り組みといたしましては、市民の方からの通報があった場合、状況を把握するため現場確認等を行い、その後必要に応じて市の関係各課と連携し対応しております。
- 所有者にお会いして、敷地内の物を確認し、それが廃棄物であれば、一般廃棄物処理業者の紹介や分別指導を行うなど、片付けの支援を行っております。
- 廃棄物ではない場合は、所有物の整理を所有者にお願いしております。また、必要に応じて、福祉部門などの関係部署へ繋ぎ、連携して対応を進めております。
- 短期間の解決が難しい事例もありますが、信頼関係を構築することから始め、粘り強く対応しております。

（回答課）廃棄物対策課